

議員報酬及び議員定数検討結果報告書

— 議員報酬の適正化に向けて —

令和8年5月

杉戸町議会

目次

1. はじめに(背景).....	4
■ 議員報酬の見直しに至った背景と課題	4
2. 検討の経緯.....	5
■ 検討のプロセス(まとめ)	5
■ 検討経過	5
■ 議員活動量調査の実施	6
3. 現状の分析.....	7
3-1 ■ 議員報酬見直しの動向	7
(1) 地方制度調査会の答申	7
(2) 「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」の公表(令和4年2月).....	7
(3) 町村議会の議員報酬の適性化を促進するための決議(令和 6 年 5 月 22 日).....	8
(4) 議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適性化に関する決議(令和 6 年 7 月 10 日) ..	9
3-2 ■ 「なり手不足」の現状	10
(1) 統一地方選挙の結果	10
(2) 統一地方選挙執行団体以外も含めた全体の状況	10
(3) 女性議員は増加傾向	11
(4) 議員の平均年齢は上昇傾向.....	11
(5) 在職年数4年未満の議員数の割合は緩やかな減少傾向	11
(6) 在職年数の長い議員の割合は長期的に増加傾向	12
3-3 ■ 杉戸町議会における議会議員報酬額等について	13
■ 議員報酬の根拠規定	13
■ 現在の議員報酬額等まとめ	13
3-4 ■ 杉戸町議会の定数等について	15
■ 議員定数の根拠規定	15
(1) 定数	15
(2) 議員定数の遍歴.....	15
(3) 年齢別	15
(4) 在職年数.....	15
(5) 定数及び立候補者数の推移	16
3-5 ■ 杉戸町の財政状況について	17
■ 現在の財政状況	17
■ 財政状況の健全性	18
(1) 財政の「健全性」を示す指標.....	18
(2) 財政の「ゆとり」と「弾力性」を示す指標.....	18

(3) 貯金と稼ぐ力の状況	18
■ 財政収支見通し	20
■ 議会費の占める割合	22
3-6 ■ 町村議会の議員報酬の実態	23
3-7 ■ 民間事業所における平均給与の推移	24
3-8 ■ 消費者物価指数及び国家公務員・杉戸町役場職員初任給の推移	25
3-9 ■ 埼玉県内人口2万人以上の県内町村及び近隣市との比較	26
3-10 ■ 議長・副議長・委員長加算率	27
3-11 ■ 全国町村議会における同規模人口自治体との比較	28
3-12 ■ 全国市議会における同規模人口自治体との比較	28
3-13 ■ 議員定数検討資料	29
(1) 埼玉県内町村における「議員 1 人あたりの人口」比較	29
(2) 人口 2 万人以上の町村における比較	29
3-14 ■ 議会懇談会講師 寺島渉氏の講演内容	30
3-15 ■ 議会懇談会における町民アンケートの結果について	31
(1) アンケート結果(議員報酬)について	33
(2) アンケート結果(議員定数)について	34
4. 検討結果	35
■ 報酬額の検討	35
■ 議会としての結論	36
(1) 報酬算定の根拠:「原価方式」による算定額を採用	36
(2) 議長・副議長・常任委員長等の加算率	36
(3) 議長・副議長・常任委員長等を含む報酬額(まとめ)	37
(4) 報酬額見直しによる影響	38
(5) 議員定数についての判断	39
5. 今後のスケジュール	40
■ 第三者機関への諮問を要望	40
■ 条例改正(町長提出議案)	40

1. はじめに(背景)

■ 議員報酬の見直しに至った背景と課題

当町議会は、以下の「3つの視点」から、議員報酬の見直しが必要と判断しました。

1. 「なり手不足」への危機感と人材確保

全国的に議員のなり手不足が深刻化しています。多様な職歴や若い世代、専門知見を持つ人材が生活基盤を損なうことなく参画できるよう、報酬の適正化は不可欠です。また、全国町村議会議長会では、昭和53年以来の旧基準（町村長給料月額約30%）を令和6年5月に撤廃しました。同年7月には、地方分権の進展に伴う議会の役割増大を鑑み、「町村長給料月額の47%程度」を目指すべきとする新たな指針を決定しており、全国的に報酬適正化の機運が高まっています。

2. 約30年間にわたる据え置き解消

当町の議員報酬は、平成10年以来約30年間改定が行われてきませんでした。昨今の急激な物価高騰や社会全体の賃金上昇といった経済情勢の変化に照らし、現行水準は実態に即していない状況にあります。

3. 議員活動の質の変化と負担増

地域課題の多様化・複雑化に伴い、調査研究や住民相談などの議会外活動が増加しています。令和6年には「議会改革検討会議」を設置し、機能強化を加速させている中で、活動に見合った対価の再定義が必要です。

取り組むべき課題：

報酬水準の是正による次世代を担う人材の確保

町村議会議員の報酬は、市議会等と比較して格差が大きく、現状では議員報酬のみでの生計維持が困難な水準にあります。この経済的制約が、若年層、女性、あるいは被雇用者（会社員等）といった多様なバックグラウンドを持つ主体の政治参画を阻む決定的な要因（経済的障壁）となっています。

多様な属性や考え方を持つ議員から議会が構成されるほど、多彩な住民にとって住みやすい地域になることが期待できます。

また、当町議会においては、直近の選挙（2023年：定数15に対し候補者18名）では無投票を回避しているものの、全国的な「なり手不足」の波は看過できない状況にあります。

子育て世代等の現役世代が参画しやすい環境を整備するためには、属人的な奉仕精神に頼るのではなく、職責と活動量に見合った対価（報酬）の抜本的見直しが急務です。

2. 検討の経緯

■ 検討のプロセス(まとめ)

透明性と客観性を確保するため、以下のステップで慎重に検討を重ねました。

- **実態把握**: 大学講師等による研修会を実施し、専門的知見を導入。
- **意見聴取**: 議会懇談会を通じ、住民視点での意見を聴取。
- **調査実施**: 全議員を対象とした「議員活動量調査」を行い、活動実態を可視化。
- **多角的な分析**: 近隣市町村との比較及び社会経済動向との相関を分析。

■ 検討経過

■ 議員報酬・定数に関する議員研修会を開催

令和7年5月15日(木)午後3時～午後5時

演 題: 「地方議会の改革の方向を考える―議員報酬・議員定数も意識して」

講 師: 拓殖大学政経学部教授 河村 和徳 氏

■ 議会懇談会の開催

テーマ 議員報酬・議員定数について

令和7年6月28日(土)午前10時～午後0時40分

第1部 講演 テーマ議員定数と議員報酬を考える

講師: 元長野県飯綱町議会議長 寺島 渉 氏

第2部 懇談(意見交換) 意見交換及び町民アンケートを実施

■ 議員報酬の見直しに向けた特別職報酬等審議会開催に係る予算の確保を依頼

令和7年9月22日

■ 議会改革検討会議による検討

➤ 令和7年

第8回会議(6/13): 議員活動量調査の実施を決定(令和7年5月から遡って作成)

第10回会議(7/16): 議会懇談会(テーマ議員報酬・議員定数について)の町民アンケート
結果の報告

第11回会議(8/6): 議員活動量調査・個別集計表 作成ルールの確認

第12回会議(9/9): 議員報酬・議員定数見直しに係る進行スケジュールを再検討

第 14 回会議（12/16）：議会・議員活動量調査の集計結果報告及び近隣自治体との比較や
消費者物価指数の増減など検討に際して参考となる資料の説明

➤令和8年

第 1 回会議（1/19）：議員報酬及び議員定数見直しに関する検討シート（各議員の私案）の
集計結果及び今後の検討の進め方について協議

第 2 回会議（2/ 9）：各議員私案の算定根拠の説明及び質疑応答

第 3 回会議（2/19）：議会としての議員報酬額及び議員定数の方針を決定

第 4 回会議（3/16）：議員報酬額及び議員定数についての算出根拠のまとめ
議長・副議長・委員長等の加算率の検討・決定

■ 議員活動量調査の実施

第 8 回議会改革検討会議（令和 7 年 6 月 13 日）において、議員報酬額の算定について協議を行いました。「町村議会の議員報酬の適正化を促進するための決議（令和 6 年 5 月 22 日）」では、「活動内容を踏まえた原価方式等による議員報酬の見直しの全国展開を図る」とされています。これを受け、当町議会においても原価方式による検討を行うことといたしました。

令和7年5月から議員活動量調査を開始

1-4. 原価方式の算定モデル（令和4年モデル）

議員報酬額の算定式

(1) 議会・議員の活動日数 日
(2) 首長の職務遂行日数 **モデル：305日** × (3) 首長の給料 円 = (4) 議員報酬額 円
→ 首長の給料実額を採用

(1) 議会・議員の活動日数の積算（①+②+③の合計）

議会活動

① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣（※¹） 日

〔ア本会議、イ常任委員会、ウ特別委員会、エ議会運営委員会、オ協議調整の場（全員協議会等）、カ議員派遣、キ委員派遣〕

② 法定外会議・住民との対話等（※¹） 日

〔ア法定外会議（任意協議会、会派代表者会議、議員懇談会等）イ議会としての住民対話（議会報告会、住民懇談会、意見交換会等）、ウ研修会、エ視察受入れ、オその他〕

議員活動

③ 日常の議員活動（※¹※²） 日

〔ア①②に付随する活動（議案の精読、議案の作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等）、イ議員としての住民対話（請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）、ウ公的行事への出席、エその他〕

※¹ 実際の活動日数（①・②は会議等の合計、③は活動日数の1人あたり平均）を記入（同日の重複カウントはしない）

※² 議員の活動調査により時間単位で積算後、日数換算（1日8時間）して1人あたりの平均を算出

(2) 首長の職務遂行日数（モデル：305日）

○ 年間305日の職務遂行日数をモデル値として設定

首長の職務遂行の実態を踏まえ法定休日の半分程度を公務につくものと推定し、モデル値を算出

365日 - (土曜日・日曜日：104日 + 国民の祝日：16日) × 1/2 = 305日（※³）

※³ 首長の実際の職務遂行日数を把握できない場合のモデル値である。実際の職務遂行日数を用いてもよい

6

（議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続きより）

3. 現状の分析

議員報酬の見直しを検討するにあたり、本町を取り巻く社会経済情勢や他自治体との比較など、多角的な視点から各種指標の抽出および分析を行いました。

3-1 ■ 議員報酬見直しの動向

(1) 地方制度調査会の答申

① 第32次地方制度調査会答申(令和2年6月)

議員報酬のあり方

- (主に小規模市町村において)
議員報酬は生活を維持できないほどの低水準→議員のなり手不足の要因。
- 議会の人材確保の観点から→議員報酬の水準のあり方を検討する。
(地域の実情や議員の活動状況、物価の動向等)
- 議会の説明責任、住民の理解と信頼が前提。

② 第33次地方制度調査会答申(令和4年12月)

多様な人材の参画を前提とした議会運営

- 必ずしも女性や若者、勤労者等が参画しやすい状況となっていない。
→ 各議会において議会運営上の工夫を行い、参画しやすくなるような環境整備が必要。
- 加えて、特に小規模団体においては議員報酬が低水準
→ 議員報酬の水準のあり方を検討する。

(2) 「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き」の公表(令和4年2月)

・全国町村議会議長会の研究事業

大正大学社会共生学部の江藤俊昭教授による研究報告書

議員報酬の見直しのポイント

「活動内容を踏まえた原価方式」による議員報酬の算定

- 議会・議員の活動量を首長の活動量と比較し、その割合を首長の給与に乘じて議員報酬額を算定する「原価方式」を用いて議員報酬の水準を考える。
- 活動量が増加すれば、議員報酬もアップするが、単に活動量を増やせばよいのではなく、その内容が問われる。
- 議員報酬の見直しにあたっては、活動量とその内容を住民に示し、理解を得ることが重要。

議会・議員の活動量

- 議会改革に伴う議会・議員活動の豊富化は議員報酬の増額に連動する。
- 議会改革を実践している議会は、それに適した議員報酬が不可欠。

(3) 町村議会の議員報酬の適性化を促進するための決議(令和6年5月22日)

全国町村議会議長会・都道府県会長会

➤ 決議の意図

○議員報酬の適性化に向けた運動方針（令和6年2月7日）に基づき、**活動内容を踏まえた原価方式等による議員報酬の見直し**の全国展開を図る

○国に対して、町村議会議員のなり手不足問題の主たる要因が低額な議員報酬にあることを認識してもらい、各町村議会が議員報酬を引き上げるための一連の活動に理解を求める。

➤ 決議のポイント

○本会が昭和53年に示した議員報酬の全国標準（町村長の給与月額の30%～31%）は実態に即していないため廃止。

○更なる議会改革を進め、議会・議員活動を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適性化を図っていく、との方向性を明言。

○国に対し、町村議会の議員報酬の適性化のため、議員報酬の引上げに向けた環境整備を要請（※）。

※ 国への要請事項

- 1 町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との権衡を考慮して定めることを地方自治法に規定すること。
- 2 議員報酬の改善に伴う議会費の増額が町村の行財政運営に影響を与えることがないように財政措置の充実等の環境整備を図ること。
- 3 議員報酬を検討するに当たって、**町村長が特別職報酬等審議会の意見を聴く場合は、審議会の運営等について、次の事項に留意する**よう、町村に周知すること。

なお、これに伴い、「特別職の職員の給与について（昭和43年10月17日自治給第94号自治省行政局長通知）」は見直すこと。

- (1) 審議会委員には議会の活動状況を把握している者を選任すること。
- (2) 議会側に意見陳述の機会を付与すること。
- (3) 議会・議員の活動状況を単に審議日数のみで捉えることなく、住民との対話や日常の議員活動など活動量や活動内容を踏まえ検討すること。
- (4) 類似団体や近隣町村との単純な比較のみにより議員報酬の水準を決定しないこと。
- (5) 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

(4)議会・議員活動の豊富化、議員報酬の適性化に関する決議(令和6年7月10日)

全国町村議会議長会・都道府県会長会

➤決議の意図

- 昭和53年の議員報酬の全国標準は廃止するが、地域性、活動量、議会改革の進行度等の違いがあることから、議員報酬額の新たな全国標準（一律の基準）は明示しない。
- 議会・議員の活動量及び議員報酬の水準については、各議会において判断すべきものであるが、議会改革の達成点としての活動量の指標を明示し、そこからの逆算によってそれぞれの議会に相応しい議員報酬額を導き出すことを推奨
- これらのことを踏まえたうえで、全国町村議会議長会が運動体としての一定の目標値を設定して、各議会がこの目標に向かって、それぞれの地域の実情を踏まえ、議員報酬の適性化の議論を加速化していく。

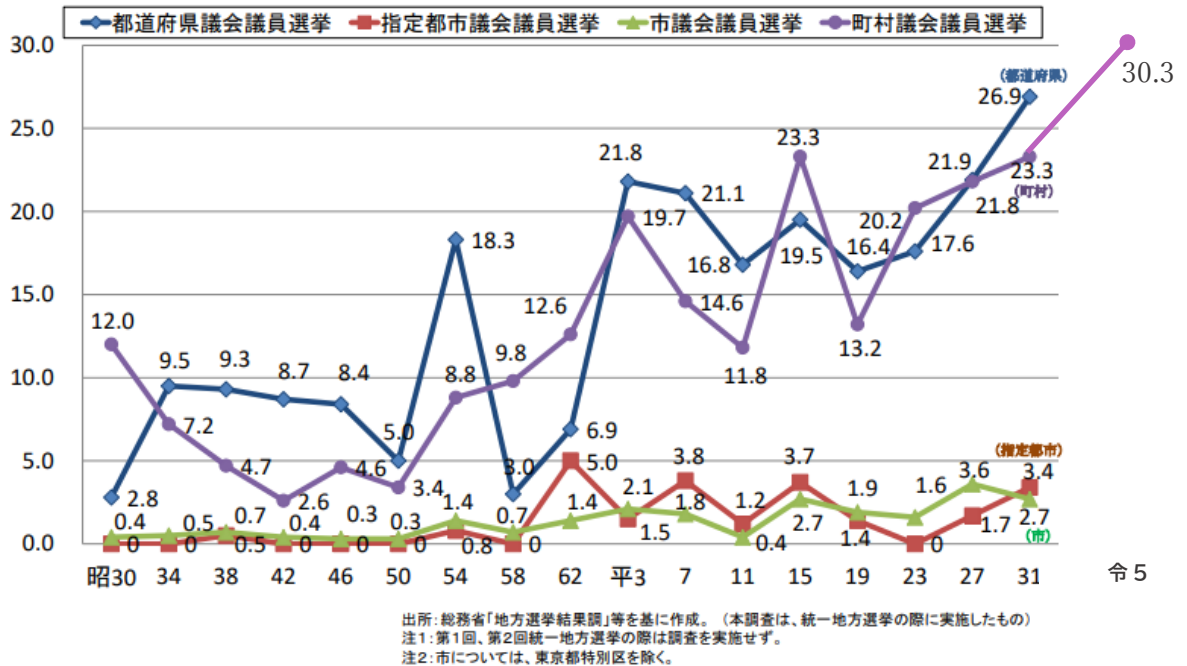
➤決議のポイント

- 全国町村議会議長会では、令和6年5月22日に「更なる議会改革を進め、議会・議員の活動量を豊富化し、住民の理解を得ながら議員報酬の適性化を図っていく」ことを決議。
- 地方自治の重要性を考えると、全国の町村議会が一定水準以上の活動をし、議員報酬の水準を確保することが必要。
- 全国の町村議会が目指すべき議員報酬の水準を市議会議員の報酬と同等の「長の給料月額の47%程度」に定め、この目標に向かって活動量の豊富化と議員給与の適性化に取り組むことを明言。**

3-2 ■「なり手不足」の現状

(1) 統一地方選挙の結果

統一地方選挙における改選定数に占める無投票当選者数の割合の推移



(地方議会・議員のあり方に関する研究会報告書参考資料より)

※第20回(令和5年): 町村 30.3%を追記

直近の選挙では、約3割の町村で無投票当選が発生しており、住民の選択機会が失われている実態が浮き彫りとなっています。

(2) 統一地方選挙執行団体以外も含めた全体の状況

○各町村の選挙における立候補者数・議員定数を基にした分析結果

	選挙期日による期間区分		
	平成23年5月～ 平成27年4月	平成27年5月～ 平成31年4月	令和元年5月～ 令和5年4月
無投票町村数	191	204	254
立候補者が「定数＋1」であった町村数	303/934	306/932	299/926
合計(割合)	494 (52.9%)	510 (54.7%)	553 (59.7%)

令和元年5月～令和5年4月の期間中に執行された町村議会議員の選挙について、立候補者数が「定数＋1」となった。無投票を辛うじて回避した町村の数は299でありました。これは、全体(926)の32.3%に及び、無投票254を加えると全体の過半数に及ぶ状況です。全体の約6割の町村において、実質的な選挙戦が行われない、あるいは「誰でも当選し得

る」極めて競争性の低い状況にあり、今後さらに無投票や定数割れが増加する危険性が高いと言えます。

(3)女性議員は増加傾向

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
女性議員数 (議員総数に占める割合)	993 (8.5%)	991 (8.6%)	988 (8.7%)	1,051 (9.4%)	1,085 (9.8%)	1,096 (9.9%)
	平成 30 年	平成元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
女性議員数 (議員総数に占める割合)	1,100 (10.0%)	1,184 (10.9%)	1,216 (11.2%)	1,249 (11.6%)	1,279 (12.0%)	1,412 (13.3%)

平成 24 年の 8.5%から令和 5 年には 13.3%まで増加しました。依然として低水準ではあるものの、多様化に向けた改善の兆しが見られます。

(4)議員の平均年齢は上昇傾向

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
議員の平均年齢	61.9	62.4	62.9	62.7	63.1	63.6
	平成 30 年	平成元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
議員の平均年齢	64.2	63.9	64.4	64.8	65.2	64.4

平成 24 年の 61.9 歳から令和 5 年には 64.4 歳まで上昇しました。高齢化に歯止めがかからない状況です。

(5)在職年数4年未満の議員数の割合は緩やかな減少傾向

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年
在職年数が 4 年未満の議員数とその割合 (議員総数)	3,091 26.6% (11,634)	3,043 26.5% (11,462)	3,055 27.0% (11,297)	2,938 26.3% (11,161)	2,980 26.8% (11,112)	2,895 26.3% (11,028)
	平成 30 年	平成元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
在職年数が 4 年未満の議員数とその割合 (議員総数)	2,857 26.1% (10,956)	2,706 24.9% (10,857)	2,736 25.3% (10,834)	2,738 25.4% (10,769)	2,753 25.7% (10,695)	2,739 25.9% (10,607)

在職 4 年未満の議員割合は、26.6% (H24) から 25.9% (R5) へ緩やかに減少しています。

(6)在職年数の長い議員の割合は長期的に増加傾向

	在職年数 20年以上 24年未満 の議員数 (割合)	在職年数 24年以上 28年未満 の議員数 (割合)	在職年数 28年以上 32年未満 の議員数 (割合)	在職年数 32年以上 36年未満 の議員数 (割合)	在職年数 36年以上 40年未満 の議員数 (割合)	在職年数 40年以上 の議員数 (割合)	合計
平成24年	542 (4.7%)	349 (3.0%)	189 (1.6%)	111 (1.0%)	73 (0.6%)	28 (0.2%)	1,292 (11.1%)
平成25年	544 (4.7%)	349 (3.0%)	176 (1.5%)	100 (0.9%)	64 (0.6%)	30 (0.3%)	1,263 (11%)
平成26年	537 (4.8%)	342 (3.0%)	171 (1.5%)	96 (0.8%)	66 (0.6%)	31 (0.3%)	1,243 (11%)
平成27年	583 (5.2%)	379 (3.4%)	198 (1.8%)	117 (1.0%)	51 (0.5%)	42 (0.4%)	1,370 (12.3%)
平成28年	618 (5.6%)	358 (3.2%)	214 (1.9%)	104 (0.9%)	57 (0.5%)	45 (0.4%)	1,396 (12.5%)
平成29年	624 (5.7%)	362 (3.3%)	219 (2.0%)	102 (0.9%)	60 (0.5%)	47 (0.4%)	1,414 (12.8%)
平成30年	616 (5.6%)	357 (3.3%)	216 (2.0%)	105 (1.0%)	60 (0.5%)	48 (0.4%)	1,402 (12.8%)
令和元年	745 (6.9%)	392 (3.6%)	258 (2.4%)	135 (1.2%)	76 (0.7%)	56 (0.5%)	1,662 (15.3%)
令和2年	721 (6.7%)	424 (3.9%)	247 (2.3%)	149 (1.4%)	69 (0.6%)	64 (0.6%)	1,674 (15.5%)
令和3年	723 (6.7%)	423 (3.9%)	250 (2.3%)	155 (1.4%)	66 (0.6%)	67 (0.6%)	1,684 (15.5%)
令和4年	698 (6.5%)	421 (3.9%)	245 (2.3%)	156 (1.5%)	70 (0.7%)	68 (0.6%)	1,658 (15.5%)
令和5年	651 (6.1%)	496 (4.7%)	238 (2.2%)	158 (1.5%)	99 (0.9%)	82 (0.8%)	1,724 (16.2%)

在職20年以上の議員割合は、11.1%（H24）から16.2%（R5）へと大幅に増加しています。

総括

データを総括すると、全国的な状況として下記のことが言えます。

<深刻化している点>

- ・無投票、定数割れの増加傾向が強まっている
- ・立候補者が「定数+1」であった町村が多く、無投票・定数割れが更に増加するおそれ
- ・議員の高齢化、在職年数の長い議員の増加が続いている
- ・新人議員が減少している

<改善されている点>

- ・女性議員は増加している（ただし、依然として割合は高くない）

（「町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機」参照）

3-3 ■ 杉戸町議会における議会議員報酬額等について

■ 議員報酬の根拠規定

議員報酬は、地方自治法第 203 条の規定に基づき、「条例で定めなければならない」とされています。見直しの対象となる現在の報酬額および手当については、「杉戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」において以下のとおり定められています。

杉戸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（抜粋）

（議員報酬）

第 2 条 議長等の議員報酬は、次のとおりとする。

- (1) 議長 月額 32 万円
- (2) 副議長 月額 25 万 5,000 円
- (3) 常任委員長、議会運営委員長 月額 24 万 2,000 円
- (4) 議員 月額 23 万 5,000 円

（期末手当）

第 5 条 議長等で、6 月 1 日及び 12 月 1 日（以下これらの日を「基準日」という。）に在職する者に、期末手当を支給する。

■ 現在の議員報酬額等まとめ

（単位：円）

区 分	報酬月額	加算率	長の給料に対する 比率(%)	費 用 弁 償 (1 人 1 日)		
				本 会 議	委 員 会	そ の 他
議 長	320,000	1.36	41	1,000	1,000	1,000
副 議 長	255,000	1.09	33	1,000	1,000	1,000
常 任 委 員 長	242,000	1.03	31	1,000	1,000	1,000
議 運 委 員 長	242,000	1.03	31	1,000	1,000	1,000
議 員	235,000	—	30	1,000	1,000	1,000
現 行 報 酬 条 例 適 用 年 月 日		平成10年 4月 1日				
特 別 職 報 酬 等 審 議 会 設 置		有				
町長等の給料月額	町 長	783,000		加算措置支給率(左) 議員期末手当(右)	6 月支給分	15／100・230／100
	副 町 長	674,000			12 月支給分	15／100・235／100
	教 育 長	618,000				

(単位:円)

令和7年度実績	議長	副議長	委員長	議員
議員報酬月額 (A)	320,000	255,000	242,000	235,000
(A) × 12か月分 (A')	3,840,000	3,060,000	2,904,000	2,820,000
期末手当(6月支給分) (B)	846,400	674,475	640,090	621,575
期末手当(12月支給分) (C)	864,800	689,137	654,005	635,087
(A') + (B) + (C) 合計額 (年収・額面)	5,551,200	4,423,612	4,198,095	4,076,662

・費用弁償 会議等出席時 1日:1,000円

議会の本会議や委員会などに出席する際に、議員が自宅から議会までの交通費や、それに伴う諸経費（食事代、雑費など）を賄うためのものです。議会への出席や公務出張など、議員個人の活動に伴う実費の補填。

・政務活動費 月:10,000円（使途公開が義務）

議員の調査研究その他の活動に役立てるために支給されるもので、団体の活動を支援する目的。例えば、資料購入費、広報費、人件費、研修費などに充てられます。

・社会保障

主に国民健康保険、国民年金（※議員年金は、H23年に廃止）

・雇用保険

非加入（失業手当もなし）

・退職金なし

3-4 ■ 杉戸町議会の定数等について

■ 議員定数の根拠規定

杉戸町議会議員定数条例(抜粋)

杉戸町議会議員の定数は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第91条第1項の規定により15人とする。

(1) 定数

条例定数	任期
15人	令和5年8月9日から令和9年8月8日まで

(2) 議員定数の遍歴

昭和58年9月11日より 30人を28人に

昭和62年9月11日より 28人を26人に

平成7年9月11日より 26人を24人に

平成11年9月11日より 24人を23人に

平成15年9月11日より 23人(平成14年6月21日条例制定)

平成19年9月11日より 18人(平成17年3月25日条例改正)

平成23年9月11日より 15人(平成22年12月22日条例改正)

(3) 年齢別

(令和7年4月1日現在)

区分	30才未満	30～39才	40～49才	50～59才	60～69才	70才以上	平均年齢
男	0	1	3	1	4	3	58.1歳
女	0	0	0	0	1	2	67.7歳
計	0	1	3	1	5	5	60.0歳

・30代以下はわずか1名であり、70歳以上が5名(全体の1/3)を占めています。

・女性議員は3名(20%)。

(4) 在職年数

(令和7年4月1日現在)

町村名	4年未満		4年以上 8年未満		8年以上 12年未満		12年以上 16年未満		16年以上 20年未満		20年以上 24年未満		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
杉戸町	6	1	3	1	0	0	2	1	0	0	1	0	12	3

(5)定数及び立候補者数の推移

	定数	立候補者数	差	倍率
2007(平成 19)年 8 月 26 日	18	23	5	1.28
2011(平成 23)年 8 月 28 日	15	21	6	1.4
2015(平成 27)年 8 月 9 日	15	19	4	1.27
2019(令和元)年 7 月 21 日	15	19	4	1.27
2023(令和 5)年 8 月 6 日	15	18	3	1.20

・定数を 3 名削減した平成 23 年を除き、競争倍率は右肩下がりにあり、直近の選挙では過去最低の 1.20 倍まで低下しています。

(6)常任委員会

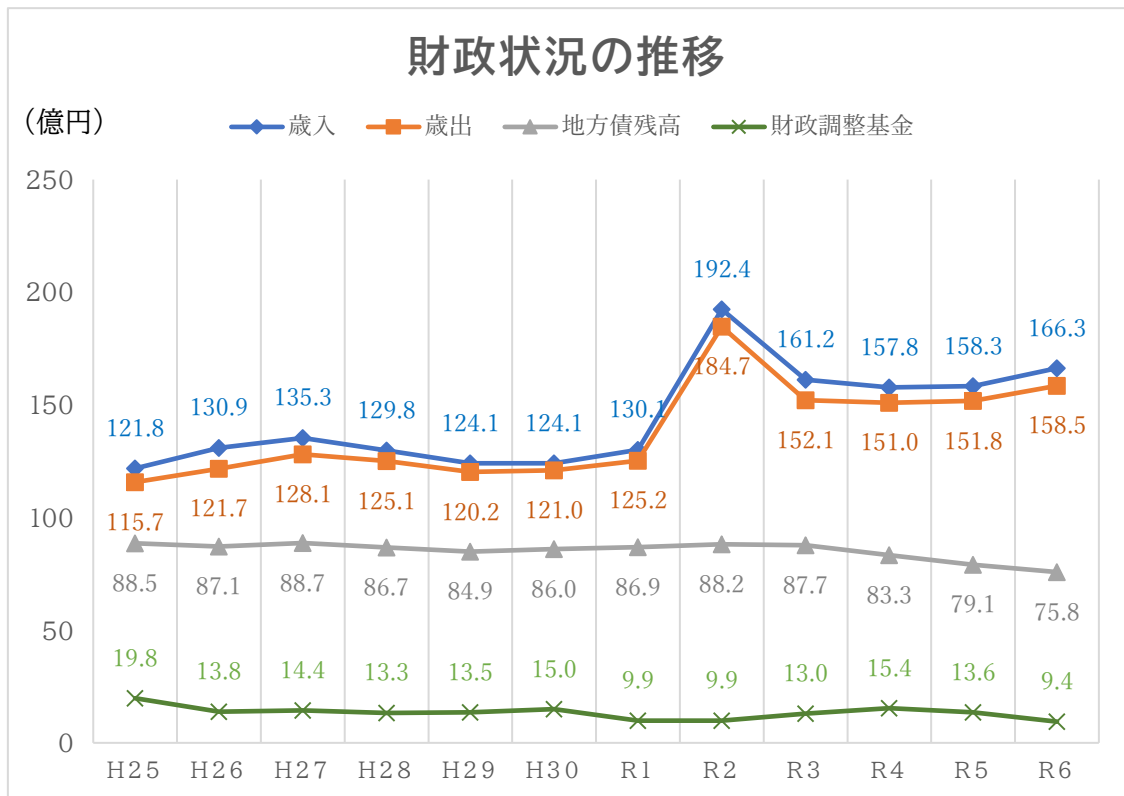
(令和 7 年 4 月 1 日現在)

委 員 会	定 数	現在数
総務建設常任委員会	8 人	7 人
教育厚生常任委員会	7 人	7 人
議会だより編集委員会	7 人	7 人
議会運営委員会	7 人以内	5 人

3-5 ■ 杉戸町の財政状況について

■ 現在の財政状況

本町の歳入歳出決算については、施設整備等の影響による変動があるものの、令和元(2019)年度までは概ね 120 億円前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症への対応等を要因として、令和 2 (2020) 年度に大幅に増加し、令和 4 (2022) 年度は歳入が 157.8 億円、歳出が 151 億円となっています。令和 4 (2020) 年度に歳入及び歳出が大幅に増加した要因は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び同交付金に伴う各種事業によるものです。また、社会保障関係費の増加等により基金を取り崩した財政運営が続くとともに、地方債残高(町の借金)は、概ね 86 億円から 88 億円で推移しておりますが、令和 2 (2020) 年度からは減少傾向にあります。財政調整基金残高(町の貯金)は、概ね 13 億円から 15 億円程度で推移しています。



(第 6 次杉戸町総合振興計画後期基本計画より)

※R5・R6 を追記

■ 財政状況の健全性

(1) 財政の「健全性」を示す指標

町が抱える借金が適正な範囲内であることを示します。

- **実質公債費比率**(過去3年間平均)(%) 収入に対する借金返済額の割合。
数値が低いほど健全です。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	県平均(6年度)
7.0	6.6	6.4	5.0

- **将来負担比率**(%) 将来的に支払う可能性のある負債(借金や退職金など)が、現在の財政規模に対してどの程度あるかを示します。
数値が低いほど、将来世代への負担が少ないことを意味します。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	県平均(6年度)
—	—	—	7.8

※「—」は、将来負担額がない場合(充当可能財源が将来負担額を超えている場合)

(2) 財政の「ゆとり」と「弾力性」を示す指標

自由に使えるお金がどの程度あるかを示します。

- **経常収支比率**(%) 人件費や扶助費(福祉等)などの「毎年固定でかかる経費」が、一般財源をどの程度占めているかを示します。低い方が望ましい。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	県平均(6年度)
89.3	91.1	90.8	95.1

(3) 貯金と稼ぐ力の状況

- **財政調整基金現在高**(単位:千円) 災害や予期せぬ減収に備える、町の「貯金」にあたります。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1,295,272	1,540,920	1,363,547	943,266

- **財政力指数** 自治体の「稼ぐ力(自前で賄う力)」を示し、1.0に近い(または超える)ほど財源に余裕があります。数字が高い方が望ましい。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	県平均(6年度)
0.74	0.72	0.70	0.73

市町村名	R5 指数 (R3～R5 平均)	R6 指数 (R4～R6 平均)
三芳町	1.061	1.092
滑川町	0.812	0.797
伊奈町	0.807	0.795
寄居町	0.773	0.764
上里町	0.742	0.744
嵐山町	0.732	0.734
川島町	0.726	0.722
杉戸町	0.723	0.704
吉見町	0.630	0.636
美里町	0.619	0.624
松伏町	0.611	0.611
宮代町	0.583	0.589
小川町	0.596	0.587
毛呂山町	0.577	0.580
鳩山町	0.510	0.505
神川町	0.483	0.490
横瀬町	0.477	0.474
越生町	0.462	0.459
皆野町	0.388	0.390
ときがわ町	0.378	0.379
長瀨町	0.360	0.360
小鹿野町	0.302	0.302
東秩父村	0.179	0.181
町村 単純平均	0.588	0.588

(埼玉県HP 市町村データより)

■ 財政収支見通し

当町の財政状況は令和 6 年度決算において、実質公債費比率など一部の財政指標について改善傾向を示しているものの、物価高騰の影響による各種経費の増嵩などの事情もあり、財政調整基金を取り崩しての財政運営が続いています。

また、物価高や災害、国際情勢等の影響により、町税収入や国・県支出金の見通しが不透明であることに加え、少子高齢化を背景とした社会保障関係費の増加、老朽化する環境センター焼却施設の大規模改修や東武動物公園駅東口通り線の整備といった、町の未来への投資につながる大型事業などの影響も考えられるところです。

これらの影響を踏まえ、本計画の計画期間である令和 8 年度から令和 10 年度までの財政収支は次ページのような見通しとなり、計画期間の 3 年間でおよそ約 15 億円の収支不足が見込まれることから、財政調整基金及び公共施設改修基金からの繰入れを予定しています。

〔歳入〕

(単位：千円)

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
町 税	5,821,799	5,819,302	5,829,200
地方交付税	2,738,000	2,771,000	2,791,000
譲与税・交付金	1,416,063	1,416,526	1,429,676
国・県支出金	3,622,944	3,605,919	3,582,488
繰入金	544,292	455,967	469,279
町 債	675,300	366,100	557,900
その他	1,586,602	1,370,289	1,572,351
合 計	16,405,000	15,805,103	16,231,894

〔歳出〕

(単位：千円)

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
人件費	3,190,581	3,272,150	3,307,119
扶助費	3,561,286	3,596,899	3,632,868
公債費	1,050,707	1,114,153	1,096,385
物件費	3,350,987	3,367,742	3,384,581
補助費等	1,506,304	1,506,304	1,506,304
繰出金	1,715,160	1,723,736	1,732,355
投資的経費	1,900,685	1,093,876	1,439,901
その他	129,290	130,243	132,381
合 計	16,405,000	15,805,103	16,231,894

〔財政調整基金及び公共施設改修基金現在高〕

(単位：千円)

区分	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
財政調整基金現在高	888, 014	752, 814	604, 302
公共施設改修基金現在高	1, 064, 114	982, 121	900, 128

(第 6 次杉戸町総合振興計画 第 6 次実施計画より)

議会費の占める割合

単位：千円

款	令和 8 年度 予算額	構成比 (%)	令和 7 年度 予算額	構成比 (%)	増減率	令和 6 年度 予算額	構成比 (%)	増減率
議会費	134,241	0.8	135,692	0.8	△1.1%	135,274	1.0	0.3%
歳出町全体	16,405,000	100	16,358,000	100	0.3%	14,312,000	100	0.0%

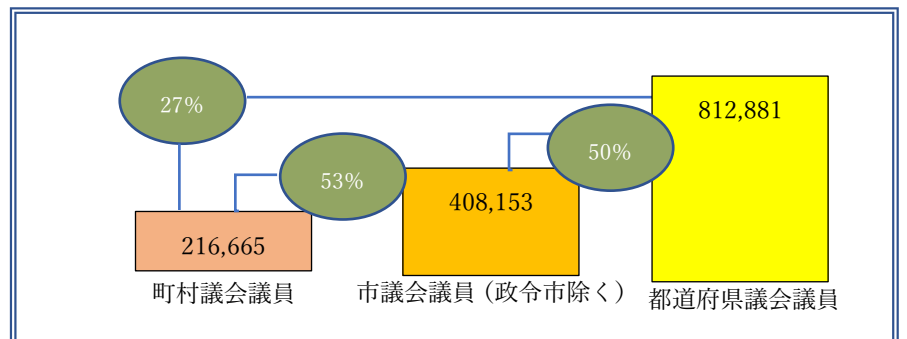
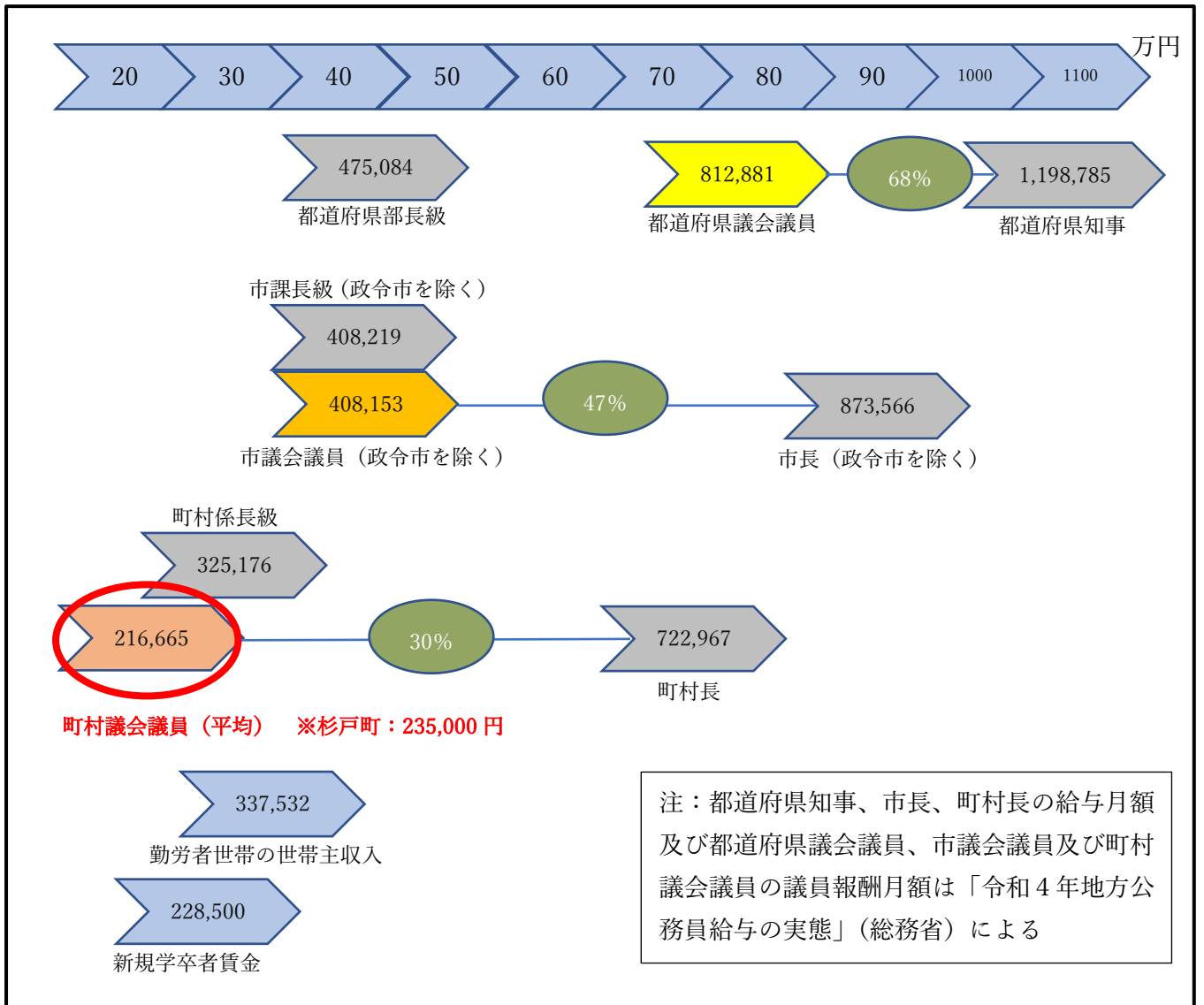
令和7年度当初予算に占める議会費の割合

単位：千円

町村名	議会費		一般会計 当初予算額 B	構成比 (A/B)(%)
	報酬	議会費合計：A		
東秩父村	17,556	40,969	2,763,000	1.5
越生町	29,760	71,917	4,967,000	1.4
横瀬町	30,048	65,048	4,755,000	1.4
嵐山町	40,531	93,672	6,890,000	1.4
鳩山町	29,688	77,907	5,829,000	1.3
皆野町	28,740	75,631	5,745,311	1.3
美里町	27,660	73,792	5,978,305	1.2
ときがわ町	28,056	79,133	6,559,616	1.2
吉見町	40,272	98,495	8,778,000	1.1
小川町	48,084	120,889	11,160,000	1.1
松伏町	43,680	113,587	10,812,000	1.1
神川町	29,058	72,733	6,998,000	1.0
川島町	41,592	96,416	9,323,000	1.0
滑川町	40,224	89,240	8,778,000	1.0
長瀬町	20,430	37,225	4,069,530	0.9
毛呂山町	42,442	107,548	11,806,000	0.9
寄居町	46,068	126,520	14,111,879	0.9
杉戸町	43,901	135,692	16,358,000	0.8
上里町	39,188	105,316	12,733,880	0.8
宮代町	40,254	108,281	13,526,000	0.8
小鹿野町	25,247	67,762	8,509,000	0.8

(第 71 回町村議会実態調査より)

3-6 ■ 町村議会の議員報酬の実態



(全国町村議会議長会「町村議会の課題に対する本会の取組」より)

3-7 民間事業所における平均給与の推移

1年を通じて勤務した給与所得者の1人当たりの平均給与は478万円（対前年比3.9%増）であり、これを男女別にみると、男性587万円（同3.2%増）、女性333万円（同5.5%増）となっています。

内訳をみますと、平均給料・手当は403万円（男性491万円、女性287万円）で、平均賞与は75万円（男性96万円、女性47万円）となっています。

また、平均給料・手当に対する平均賞与の割合（賞与割合）は18.5%（男性19.5%、女性16.3%）となっています。

平均給料・手当及び平均賞与

区 分		平均給料・手当		平均賞与		平均給与		賞 与 割 合 (b) / (a)
		金 額 (a)	伸び率	金 額 (b)	伸び率	金 額 (a) + (b)	伸び率	
男	平成27年分	千円	%	千円	%	千円	%	%
	28	4,394	0.6	868	1.3	5,262	0.7	19.8
	29	4,399	0.1	866	▲ 0.2	5,265	0.1	19.7
	30	4,442	1.0	893	3.1	5,335	1.3	20.1
	令和元	4,524	1.8	912	2.1	5,436	1.9	20.2
	2	4,501	▲ 0.5	923	1.2	5,424	▲ 0.2	20.5
	3	4,499	0.0	847	▲ 8.2	5,347	▲ 1.4	18.8
	4	4,610	2.5	886	4.6	5,496	2.8	19.2
	5	4,716	2.3	917	3.5	5,633	2.5	19.4
	6	4,761	1.0	924	0.8	5,685	0.9	19.4
女	平成27年分	2,378	0.4	380	2.7	2,758	0.7	16.0
	28	2,415	1.6	387	1.8	2,802	1.6	16.0
	29	2,475	2.5	400	3.4	2,875	2.6	16.2
	30	2,517	1.7	413	3.3	2,930	1.9	16.4
	令和元	2,535	0.7	425	2.9	2,960	1.0	16.8
	2	2,537	0.1	393	▲ 7.5	2,929	▲ 1.0	15.5
	3	2,608	2.8	410	4.3	3,018	3.0	15.7
	4	2,696	3.4	441	7.6	3,137	3.9	16.4
	5	2,720	0.9	438	▲ 0.7	3,158	0.7	16.1
	6	2,866	5.4	466	6.4	3,332	5.5	16.3
計	平成27年分	3,567	0.5	668	1.5	4,234	0.6	18.7
	28	3,581	0.4	669	0.1	4,250	0.4	18.7
	29	3,643	1.7	693	3.6	4,336	2.0	19.0
	30	3,687	1.2	704	1.6	4,391	1.3	19.1
	令和元	3,671	▲ 0.4	713	1.3	4,384	▲ 0.2	19.4
	2	3,691	0.5	660	▲ 7.4	4,351	▲ 0.8	17.9
	3	3,770	2.1	687	4.1	4,457	2.4	18.2
	4	3,860	2.4	716	4.2	4,576	2.7	18.5
	5	3,881	0.5	714	▲ 0.3	4,595	0.4	18.4
	6	4,029	3.8	746	4.5	4,775	3.9	18.5

（令和6年分 民間給与実態統計調査より）

※給与

各年における1年間の支給総額（給料・手当及び賞与の合計額をいい、給与所得控除前の収入金額である。）で、通勤手当等の非課税分は含まない。

なお、役員の賞与には、企業会計上の役員賞与のほか、税法上役員の賞与と認められるものも含まれている。

3-8 消費者物価指数及び国家公務員・杉戸町役場職員初任給の推移

年 度		総合指数	対前年度比	国家公務員 一般職大卒初任給	杉戸町役場 大卒初任給
1997	平成 9 年	97.7	1.7	173,000	173,000
1998	平成 10 年	98.3	0.6	174,200	174,200
1999	平成 11 年	98	▲ 0.3	174,400	174,400
2000	平成 12 年	97.3	▲ 0.7	174,400	174,400
2001	平成 13 年	96.7	▲ 0.6	174,400	174,400
2002	平成 14 年	95.8	▲ 0.9	174,400	174,400
2003	平成 15 年	95.5	▲ 0.3	171,500	171,500
2004	平成 16 年	95.5	0.0	170,700	170,700
2005	平成 17 年	95.2	▲ 0.3	170,700	170,700
2006	平成 18 年	95.5	0.3	170,200	170,200
2007	平成 19 年	95.5	0.0	172,200	172,200
2008	平成 20 年	96.8	1.3	172,200	172,200
2009	平成 21 年	95.5	▲ 1.3	172,200	172,200
2010	平成 22 年	94.8	▲ 0.7	172,200	172,200
2011	平成 23 年	94.5	▲ 0.3	172,200	172,200
2012	平成 24 年	94.5	0.0	172,200	172,200
2013	平成 25 年	94.9	0.4	172,200	172,200
2014	平成 26 年	97.5	2.6	174,200	174,200
2015	平成 27 年	98.2	0.7	176,700	176,700
2016	平成 28 年	98.1	▲ 0.1	178,200	178,200
2017	平成 29 年	98.6	0.5	179,200	179,200
2018	平成 30 年	99.5	0.9	180,700	180,700
2019	令和元年	100	0.5	182,200	182,200
2020	令和 2 年(基準)	100	0.0	182,200	182,200
2021	令和 3 年	99.8	▲ 0.2	182,200	182,200
2022	令和 4 年	102.3	2.5	185,200	185,200
2023	令和 5 年	105.6	3.3	196,200	196,200
2024	令和 6 年	108.5	2.9	220,000	220,000
2025	令和 7 年	111.9	3.4	232,000	235,000

平成 10 年からの比較

13.84%増

57,800 円の増

60,800 円の増

(総務省統計局公表データ及び人事院公表の「国家公務員の初任給の変遷」より)

3-9 ■ 埼玉県内人口2万人以上の県内町村及び近隣市との比較

人口2万人以上の県内町村

令和7年7月1日現在

町村名	住基台帳人口 ▽	定数	議長	副議長	議員	杉戸町議員報酬額との差額	常任委員長	議運委員長	町村長	定例会の開催状況 (令和7年)		
			報酬月額	報酬月額	報酬月額		報酬月額	報酬月額		会期日数	本会議日数	一般質問者数
伊奈町	44,956	16	322,000	257,000	229,000	△ 6,000	244,000	244,000	770,000	68	24	57
杉戸町	43,343	15	320,000	255,000	235,000	0	242,000	242,000	783,000	105	26	55
三芳町	37,440	15	358,000	300,000	278,000	43,000	286,000	286,000	780,000	84	25	53
宮代町	33,361	14	295,000	244,000	221,000	△ 14,000	225,000	225,000	732,000	91	25	51
毛呂山町	31,843	14	318,000	260,000	244,000	9,000	249,000	249,000	739,000	62	24	52
寄居町	31,446	16	310,000	254,000	232,000	△ 3,000	239,000	239,000	756,000	84	26	53
上里町	30,424	14	311,000	253,000	222,000	△ 13,000	231,000	231,000	770,000	66	19	33
松伏町	27,704	15	312,000	255,000	235,000	0	241,000	241,000	734,000	65	30	45
小川町	27,208	16	320,000	263,000	242,000	7,000	251,000	251,000	712,000	70	21	34

杉戸町以外の平均 74 24 47

(第71回町村議会実態調査より)

近隣市との比較

令和6年12月31日現在

町村名	住基台帳人口 △	定数	議長	副議長	議員	杉戸町議員報酬額との差額	常任委員長	議運委員長	町村長	定例会の開催状況 (令和7年)		
			報酬月額	報酬月額	報酬月額		報酬月額	報酬月額		会期日数	本会議日数	一般質問者数
幸手市	48,801	15	436,000	385,000	356,000	121,000	368,000	368,000	839,000	94	25	50
白岡市	52,398	18	432,000	354,000	326,000	91,000	330,000	330,000	843,000	89	18	47
羽生市	53,696	14	449,000	401,000	375,000	140,000	385,000	385,000	905,000	89	23	48
蓮田市	61,111	20	420,000	365,000	345,000	110,000	355,000	355,000	845,000	111	26	64
久喜市	150,976	27	483,000	433,000	410,000	175,000	422,000	422,000	957,000	124	30	90
春日部市	229,656	30	537,000	478,000	450,000	215,000	450,000	450,000	952,100	113	40	105

平均 103 27 67

…改正後の金額

(市議会の活動に関する実態調査結果：令和6年中より)

杉戸町は、県内町村において人口は2位だが、報酬額は4位。(1位三芳町、2位毛呂山町、3位小川町)

市議会とは、定例会の開催状況等には大きく差がないが、報酬額には大きな差がある。

3-10 ■ 議長・副議長・委員長加算率

町村名	住基 台帳 人口	議長		副議長		議員	常任委員長		議運委員長	
		報酬 月額	加 算 ▼	報酬 月額	加 算	報酬 月額	報酬 月額	加 算	報酬 月額	加 算
滑川町	19,745	308,000	1.43	233,000	1.08	216,000	223,000	1.03	223,000	1.03
ときがわ町	10,179	286,000	1.42	222,000	1.10	201,000	208,000	1.03	208,000	1.03
鳩山町	12,657	298,000	1.41	232,000	1.10	211,000	221,000	1.05	221,000	1.05
小鹿野町	9,909	247,000	1.41	193,000	1.10	175,000	180,000	1.03	180,000	1.03
伊奈町	44,956	322,000	1.41	257,000	1.12	229,000	244,000	1.07	244,000	1.07
上里町	30,424	311,000	1.40	253,000	1.14	222,000	231,000	1.04	231,000	1.04
東秩父村	2,365	239,000	1.40	183,000	1.07	171,000	176,000	1.03	176,000	1.03
長瀬町	6,280	247,000	1.40	193,000	1.09	177,000	182,000	1.03	182,000	1.03
皆野町	8,786	265,000	1.39	210,000	1.11	190,000	195,000	1.03	195,000	1.03
越生町	10,617	297,000	1.39	227,000	1.06	214,000	222,000	1.04	222,000	1.04
美里町	10,606	301,000	1.39	244,000	1.12	217,000	225,000	1.04	225,000	1.04
神川町	12,680	301,000	1.39	244,000	1.12	217,000	225,000	1.04	225,000	1.04
杉戸町	43,343	320,000	1.36	255,000	1.09	235,000	242,000	1.03	242,000	1.03
嵐山町	17,302	328,000	1.36	263,000	1.09	242,000	251,000	1.04	251,000	1.04
寄居町	31,446	310,000	1.34	254,000	1.09	232,000	239,000	1.03	239,000	1.03
宮代町	33,361	295,000	1.33	244,000	1.10	221,000	225,000	1.02	225,000	1.02
吉見町	17,443	307,000	1.33	247,000	1.07	230,000	242,000	1.05	242,000	1.05
松伏町	27,704	312,000	1.33	255,000	1.09	235,000	241,000	1.03	241,000	1.03
小川町	27,208	320,000	1.32	263,000	1.09	242,000	251,000	1.04	251,000	1.04
川島町	18,575	324,000	1.31	265,000	1.07	248,000	259,000	1.04	251,000	1.01
毛呂山町	31,843	318,000	1.30	260,000	1.07	244,000	249,000	1.02	249,000	1.02
三芳町	37,440	358,000	1.29	300,000	1.08	278,000	286,000	1.03	286,000	1.03
横瀬町	7,508	257,000	1.28	217,000	1.08	201,000	205,000	1.02	205,000	1.02
		平均	1.36	平均	1.09		平均	1.03	平均	1.03

(第71回町村議会実態調査を加工)

3-11 ■全国町村議会における同規模人口自治体との比較

(令和7年7月1日現在)

都道府 県名	町村名	住基台 帳人口 ▽	面積 (km ²)	定数 (人)	議長	副議長	議員	常任 委員長	議運 委員長	町村長
					報酬 月額	報酬 月額	報酬 月額	報酬 月額	報酬 月額	報酬 月額
熊本県	菊陽町	43,911	37.5	18	332,000	273,900	249,000	261,500	261,500	747,000
愛知県	東郷町	43,902	18.0	16	398,000	320,000	291,000	300,000	300,000	893,000
静岡県	長泉町	43,498	26.6	16	358,000	304,000	282,000	293,000	293,000	820,000
埼玉県	杉戸町	43,343	30.0	15	320,000	255,000	235,000	242,000	242,000	783,000
愛知県	武豊町	43,240	25.9	16	400,000	320,000	285,000	295,000	295,000	910,000
杉戸町を除いた平均額(円)					372,000	304,475	276,750	287,375	287,375	842,500

(第71回町村議会実態調査より)

人口が同規模の4万3,000人の町村議会との比較において、杉戸町は最下位。

3-12 ■全国市議会における同規模人口自治体との比較

(令和6年12月31日現在)

都道府県名	市名	人口 ▽	議長_報酬 月額(円)	副議長_報酬 月額(円)	議員_報酬 月額(円)	各正副委員長 への役職加算 の有無
栃木県	さくら市	43,760	450,000	365,000	335,000	無
兵庫県	南あわじ市	43,732	450,000	378,000	346,500	有
鳥取県	倉吉市	43,663	500,000	420,000	390,000	無
北海道	登別市	43,615	400,000	350,000	320,000	無
千葉県	館山市	43,554	405,000	366,000	342,000	無
群馬県	沼田市	43,532	426,000	359,000	339,000	無
愛知県	弥富市	43,525	498,000	446,000	398,000	無
福島県	喜多方市	43,519	442,000	390,000	367,000	無
宮城県	岩沼市	43,137	449,000	385,000	363,000	無

(市議会の活動に関する実態調査結果: 令和6年中より)

3-13 ■ 議員定数検討資料

全国町村議会議長会「第 70 回 町村議会実態調査」(令和 6 年 7 月 1 日現在)に基づき集計

(1) 埼玉県内町村における「議員 1 人あたりの人口」比較

杉戸町の議員 1 人あたりの人口は、県内平均の約 1.96 倍となっており、議員 1 人が担う住民数が多い現状にあります。

- 埼玉県内町村平均： 1,489 人
- 杉戸町： 2,919 人（県内平均の約 1.96 倍）

(2) 人口 2 万人以上の町村における比較

人口規模が近い県内町村（2 万人以上）に限定した場合、杉戸町の議員 1 人あたりの人口は平均を約 27% 上回っています。

- 対象町村（2 万人以上）平均： 2,297 人
- 杉戸町： 2,919 人（平均の約 1.27 倍）

・人口 2 万人以上の町村における定数内訳(全 9 自治体)

議員定数(人)	議会数
16	3 議会
15	3 議会
14	3 議会
総計	9 議会

3-14 ■ 議会懇談会講師 寺島渉氏の講演内容

議員1人当たり人口：埼玉県平均1,584人、杉戸町：2,924人であり、それだけ議員定数が少ない。

(要旨)

1. 「定数削減し報酬を増額」は論理的に間違っている

定数（民主主義の論理）：多様な人材を議会に送り、より民主的に機能させるための論理であり、いかに多様性を確保するかが焦点。

報酬（財政の論理）：議員の活動の量と質を評価し、その対価としていくら払うかという論理。

結論：全く異なる論理をごっちゃにして「定数を減らした分報酬を増額する」という考え方は根本的に間違っている。定数と報酬はそれぞれの視点（民主主義、財政）から独立して議論すべきである。

2. 「市町村財政が厳しいから議会も協力すべき」は実態に合わない

議会費の実態：全国の市町村の議会費は一般会計予算の平均約1%。そのうち報酬はさらに約3分の1であり、議員報酬は一般会計の約0.3%に過ぎない。

結論：この0.3%を多少いじったところで、市町村財政全体へのメリットはほとんどない。財政が厳しいという理由で民主主義を支えるために必要な議員活動への対価を抑えるのは、実態から見て成り立たない。

3. 定数を減らしたら議員の質は向上するとは限らない

当選ラインの上昇：定数を削減すると当選ラインが上がり、出たい人が出られなくなるというマイナスの影響も生じる。

質の向上との関連：議員の質は、選挙に出る人材の優秀さに依存する「偶然性」が大きく、定数削減と質の向上は必ずしも連動しない。現実を見ても、定数を減らしたから質が向上したという事例は見当たらない。

4. 委員会の議論活発化には一定数(7~8人)が必要

本会議での議決に至る前に、常任委員会で議案の議論を深めるプロセスが重要である。

委員会での活発な議論、合議による議員相互の視野拡大・認識深化のためには、5~6人では機能しにくく、7~8人程度の委員が必要である。

5. 定数を減らして二代表制が機能するか

人口減少や地域経済の衰退といった「多様化する現実」に対し、議会は多様性を確保し、住民代表機能と政策立案能力を高める必要がある。

首長部局と積極的に政策論争（善政競争）を行い、持続可能な地域運営を実現する役割が厳しく求められている時に、議員を減らすことでその役割が発揮できるのか疑問である。

3-15 ■ 議会懇談会における町民アンケートの結果について

参加していただいた町民の方に、以下のアンケートをお願いしました。

アンケートにご協力ください

該当する内容を○で囲んでください。

また、自由記載欄には、率直なご意見等をご記入ください。

- 性別：男 ・ 女 ・ その他
○ 年齢：10代 ・ 20代 ・ 30代 ・ 40代 ・ 50代 ・ 60代 ・ 70代以上
○ お住いは(地区・市町名)：町内(中央 ・ 東 ・ 西 ・ 南 ・ 泉)
： 町外(市 ・ 区 ・ 町 ・ 村)

Q1 今日の議会懇談会を何で知りましたか。(該当するもの全てに○)

- ① 議会だより ② 広報すぎと ③ 町ホームページ ④ ポスター ⑤ 防災行政無線
⑥ すぎめー。 ⑦ 議員から聞いた(議員) ⑧ その他()

Q2 杉戸町議会の議員報酬額や議員定数を知っていましたか。

- ① 知っていた ② 知らなかった ③ その他()

Q3 議員定数(現在15名)についてどう思いますか。

- ① 増員すべき ② 現状維持がよい ③ 削減すべき ④ わからない

① または③と答えた方にお聞きします。

望ましい議員数は何人だと思いますか。()人

議員定数についてのお考えをお聞かせください。(自由記載)

Q4 議員報酬(235,000 円)についてお聞きします。

- ① 増やしてもよい ② 現状維持がよい ③ 減額すべき ④ わからない

① または③と答えた方にお聞きします。

望ましい議員報酬の額はいくらだと思いますか。()円

議員報酬についてのお考えをお聞かせください。(自由記載)

Q5 あなたは町議会に関心がありますか。

- ① ある ② まあまあ ③ どちらともいえない ④ あまりない ⑤ ない

Q6 あなたが、よく見るものはどれですか。(複数回答可)

- ① 本会議の映像配信(録画) ② 議会だより ③ 議会のホームページ
④ いずれも見ない。

Q7 Q6の項目以外で、議会を知ってもらうには、どのような方法が有効だと思いますか。

(自由記載)

Q8 町議会に期待することは何ですか。

- ① 行政のチェック ② 政策の提言 ③ 町民との対話・意見交換 ④ 情報の発信
⑤ その他()

Q9 今回の議会懇談会はいかがでしたか。(1つに○)

ア よかった イ どちらともいえない ウ 工夫が必要

Q10 Q9で「ウ 工夫が必要」を選択された方に伺います。工夫が必要なことは何ですか。

※ご自由に記載してください。

(例)「時間が短かった。」「時間が長かった。」など(自由記載)

Q11 本日の感想、杉戸町議会への率直なご意見等をお聞かせください。

※ご自由に記載してください。

(自由記載)

ご回答ありがとうございました。今後の議会活動の参考にさせていただきます。

～ 本日は、ご来場ありがとうございました ～

杉戸町議会議員一同 令和7年6月28日

(1) アンケート結果(議員報酬)について

【来庁者年代】(人)

① 40代	1
② 50代	1
③ 60代	3
④ 70代以上	5

合 計 10

【Q2:議員報酬額や議員定数を知っていましたか】(人)

① 知っていた	6
② 知らなかった	2
③ 定数のみ知っていた	2

合 計 10

【Q4:議員報酬について】(人)

① 増やしてもよい	5	➡望ましい報酬額(内3件回答がありいずれも 300,000 円)
② 現状維持がよい	1	
③ 減額すべき	2	
④ わからない	2	

議員報酬についての考え(アンケート結果)

【増やしてもよい】

○この額で専業として議員となるのは難しいと思います。杉戸町のために精力的に活動しようとされるには無理があると思います。

○資産家や経営者といった生活に不安のない方は良いかもしれないが、議員報酬だけで生活を担うことが厳しいと想定されます。235,000 円が安いとも思わないが、決して適切な額とも思われません。

○県内平均は出して良いと思います。

○合併を前提として 30 万円。(市議としては安い)が市民から反発かわない方がいいから。

【現状維持がよい】

○生活給ではない。政務活動費は、5 万～10 万/月(※当町の政務活動費は 1 万/月)。

年金世代の議員は安くして、若い世代議員の報酬は上げる。

【減額すべき】

○大卒の給与と比べて低いとあるが、全く次元の異なる話だと思う。彼らと比べて年間の実働時間が全く違う。一部の議員は、2 足のわらじ、また年齢に関係なく一定額が受け取れる。年金 70 歳以上の人の給料は大幅に下がる。

○住民(福祉)に役立ってこそその報酬であり、基本的に活動が十分でない。

【わからない】

○議員報酬で生活は無理だと思う。現在の議員さんは兼業でがんばっているが、若い人(専業)ではむずかしいと思います。

(2) アンケート結果(議員定数)について

【Q3:議員定数について】(人)

- | | |
|-----------|---|
| ① 増員すべき | 2 |
| ② 現状維持がよい | 1 |
| ③ 削減すべき | 3 |
| ④ わからない | 4 |

合	計	10
---	---	----

議員定数についての考え(アンケート結果)

【増員すべき】

○自分は、町としての存続は、いつか難しいと思う。人口減少が加速しているから。合併を前提の人数を記載した。

○行政の広い分野に対応できていないのではないかな。

【現状維持がよい】

○理由の記載なし

【削減すべき】

○仕事のボリューム、実際に携わっている作業内容が十分に達成されていない又住民の感覚とかみ合っていないところが見受けられる。

○住民の福祉増進に役立っていないので、定数は削減の方向。

【わからない】

○何をするか、どのようにするかによります。

○寺島氏の話聞いて、人口に対して杉戸町議員数が低いことを知った。議員に問題提起するには議員が少ない。

○多いか少ないかは、町の規模や委員会の運営によって定まることと思いますが、本来は、直接民主制、即ち民意全ての反映。それに適する機能が担得られる。

4. 検討結果

■ 報酬額の検討

「3. 参考資料」にて取りまとめた社会情勢や近隣自治体の動向を一覧化し(下表参照)、議会報告会で寄せられた住民の皆様のご意見や、専門講師による知見を総合的に勘案いたしました。

これらの多角的な視点を踏まえ、議員間で「当町における適正な報酬額」について慎重に協議を重ねました。

(単位:円)

検討方法	(新) 報酬額 現在の報酬額	現在額との 差	備考
全国町村議会議長会の決議(首長の47%)	369,000	134,000	
幸手市	356,000	121,000	人口: 48,801 人
原価方式	350,000	115,000	結果: 首長の約 45%
蓮田市	345,000	110,000	人口: 61,111 人
白岡市	326,000	91,000	人口: 52,398 人
議会懇談会町民アンケートによる適正額	300,000	65,000	
人口4万人から4万3千人台の町村の平均	284,000	49,000	
国家公務員一般職大卒初任給の推移	280,000	45,000	
三芳町	278,000	43,000	人口: 37,440 人
人口4万3千人台の町村(4つ)の平均	276,750	41,750	
消費者物価指数の推移を考慮	267,524	23,000	
現在の杉戸町	235,000	0	
松伏町	235,000	0	人口: 27,704 人
宮代町	221,000	▲ 14,000	人口: 33,361 人



議論	各議員が「適正と考える報酬額」の私案を提示。 それぞれの算定根拠について説明と質疑応答を尽くし、 議会としての最終的な結論を取りまとめました。
----	---



結論	「原価方式」により算出した報酬額を採用
----	---------------------

■ 議会としての結論

(1) 報酬算定の根拠:「原価方式」による算定額を採用

検討の結果、杉戸町議会では単なる近隣自治体との比較や主観的な判断ではなく、透明性と客観性を重視しました。その結果、議員の具体的な活動実態を積み上げる「原価方式」を算定根拠として採用いたしました。

議員報酬額の算定式			
(1) 議会・議員の活動日数	136 日	(3) 首長の給料	(4) 議員報酬額
(2) 首長の職務遂行日数	モデル:305 日	783,000 円	350,000 円
		×	÷
		(首長の給料の約 45%)	

- **算定の基礎:** 実施した「議員活動量調査」の結果に基づき、職務遂行に要する時間と質を数値化。※議長を除く
- **妥当性の検証:** この方式により算出された報酬額は、全国町村議会議長の会の新指針（町村長給料月額の 47%程度）と比較しても、その妥当性が裏付けられる適正な水準であると判断しました。

結論	原価方式で算定した額
	議員報酬額:350,000円 (=杉戸町議会としての適正報酬額)

(2) 議長・副議長・常任委員長等の加算率

役職に応じた加算率(報酬の格差)については、以下の通り決定しました。

- **決定内容:** 現行の加算率を維持。
- **判断理由:** 当町の現在の加算率は埼玉県内の他自治体と比較しても平均的な水準にあり、役職ごとの責任の重さに対する評価として、現時点では適正であると結論付けました。

(3) 議長・副議長・常任委員長等を含む報酬額(まとめ)

役職ごとの報酬額(まとめ)

(単位：円)

	現状の金額	見直し額	加算率	増減額
議長	320,000	476,000	1.36	156,000
副議長	255,000	382,000	1.09	127,000
常任委員長	242,000	361,000	1.03	119,000
議運委員長	242,000	361,000	1.03	119,000
議員	235,000	350,000	—	115,000

※加算割合を掛け、1,000円未満切り上げ。

令和7年度実績	議長	副議長	委員長	議員
議員報酬月額 (A)	476,000	382,000	361,000	350,000
(A)×12か月分 (A')	5,712,000	4,584,000	4,332,000	4,200,000
期末手当(6月支給分) (B)	1,259,020	1,010,390	954,845	925,750
期末手当(12月支給分) (C)	1,286,390	1,032,355	975,602	945,875
(A')+(B)+(C)合計額 (年収・額面)	8,257,410	6,626,745	6,262,447	6,071,625

(参考)現在の金額

令和7年度実績	議長	副議長	委員長	議員
議員報酬月額 (A)	320,000	255,000	242,000	235,000
(A)×12か月分 (A')	3,840,000	3,060,000	2,904,000	2,820,000
期末手当(6月支給分) (B)	846,400	674,475	640,090	621,575
期末手当(12月支給分) (C)	864,800	689,137	654,005	635,087
(A')+(B)+(C)合計額 (年収・額面)	5,551,200	4,423,612	4,198,095	4,076,662

現在との差額

令和7年度実績	議長	副議長	委員長	議員
議員報酬月額 (A)	156,000	127,000	119,000	115,000
(A)×12か月分 (A')	1,872,000	1,524,000	1,428,000	1,380,000
期末手当(6月支給分) (B)	412,620	335,915	314,755	304,175
期末手当(12月支給分) (C)	421,590	343,218	321,597	310,788
(A')+(B)+(C)合計額 (年収・額面)	2,706,210	2,203,133	2,064,352	1,994,963

(4) 報酬額見直しによる影響

・影響額の計算

(単位：円)

	報酬額(増額分)	人数	合計額
議 長	2,706,210	1	2,706,210
副議長	2,203,133	1	2,203,133
委員長	2,064,352	4	8,257,408
議 員	1,994,963	9	17,954,667
合 計		15	31,121,418

報酬額見直しに伴う影響額は、31,121,418円の増となります。

■議会費が占める割合(構成比)の変化

・当初予算額の推移

(単位：千円)

款	令和8年度 予算額	構成比 (%)	令和7年度 予算額	構成比 (%)	増減率	令和6年度 予算額	構成比 (%)	増減率
議会費	134,241	0.8	135,692	0.8	△1.1%	135,274	1.0	0.3%
歳出町全体	16,405,000	100	16,358,000	100	0.3%	14,312,000	100	0.0%



+ 31,122千円

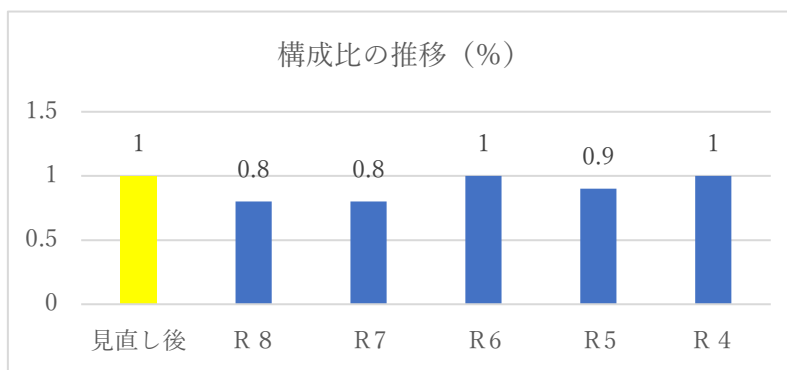
・見直し反映後

(単位：千円)

款	見直し後	構成比(%)
議会費	165,363	1.0
歳出町全体	16,405,000	100

議会費の構成比は、0.8%から1.0%に増加する。

■議会費が占める割合(構成比)の推移



見直し後の構成比は、過去の推移と比較して大きな上昇とはなりません。

(5) 議員定数についての判断

報酬の見直しと並行して議論を重ねてきた議員定数については、以下の通り結論を得ました。

- **決定内容：現状維持(定数 15 名)**
- **判断理由：**定数削減は財政負担軽減の側面を持つ一方、議会は多様な民意を集約し、行政を監視・評価する「二元代表制」の一翼としての責務を担っています。現行の委員会体制を堅持し、多角的な視点から住民福祉の向上に資する議会機能を維持・発揮するためには、現在の定数を維持することが妥当であるとの結論に至りました。

結論	現状維持の15名
----	----------

5. 今後のスケジュール

本報告書に示された方針に基づき、速やかに以下の手続きへと移行し、適正な報酬制度の実現を図ります。

■ 第三者機関への諮問を要望

内 容

町長に対し、第三者機関である「杉戸町特別職報酬等審議会」に具体的な報酬額の妥当性について審議していただきますよう、要望致します。

目 的

客観的かつ中立的な立場からの意見を得ることで、改定プロセスの公正性を担保します。

■ 条例改正(町長提出議案)

内 容

審議会からの答申を踏まえ、報酬条例の改正案を町議会へ上程。

目 的

次期議員改選の時期に合わせるとともに、周知期間を確保するため、令和9年4月1日からの施行をお願いいたします。